

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	富士市 健康増進に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和4年3月7日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務			
②事務の内容	<p>健康増進法に基づく健康診査(生活保護対象者等)、各種がん検診事業を行う。 住民登録情報等により対象者を抽出し、健康診査受診券等を作成、交付する。 システムに健(検)診結果を登録し、管理を行う。 具体的には、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健(検)診対象者の抽出 ・健康診査受診券等の交付及び再交付 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の登録 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の照会 ・健(検)診未受診者への勧奨 ・その他上記に関連する業務 			
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム			
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・健(検)診対象者のデータ抽出 ・集団健診の案内送付、申込受付、日程管理 ・健康診査受診券等の交付及び再交付 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の登録、データ取込 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の照会 ・健(検)診委託料の支払明細書の出力 ・健(検)診未受診者のデータ抽出 ・統計データ出力 ・その他上記に関連する機能 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))</p>			

システム2

①システムの名称	中間サーバー			
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 ・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ・セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ・システム管理機能 パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。 			
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))</p>			

システム3	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 ・宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し管理する機能 ・中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能 ・既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
健康診査・がん検診ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第一 76の項 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 102の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 102の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部健康政策課
②所属長の役職名	健康政策課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査・がん検診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	富士市に住民登録がある20歳以上の女性及び35歳以上の男性
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:事業の対象の有無について確認のため保有 ・その他識別情報(内部番号):健康管理番号により対象者を正確に把握するために保有 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):各種帳票発行のために保有 ・連絡先:がん検診等に関して連絡が必要なために保有 ・その他住民票関係情報:異動、死亡等の年月日確認等のために保有 ・業務関係情報(健康・医療関係情報):検診結果等の管理、帳票発行のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	保健部健康政策課健診担当

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (市民課) []行政機関・独立行政法人等 () []地方公共団体・地方独立行政法人 () []民間事業者 () []その他 ()		
②入手方法		[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム []その他 ()		
③使用目的 ※		健康増進事業がん検診等の実施に関して、住民情報、検診結果情報の照会、入力等が必要なため。		
④使用の主体	使用部署	保健部健康政策課健診担当		
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10人以上50人未満]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[10人以上50人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満
[10人以上50人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・健(検)診対象者のデータ抽出 ・集団健診の案内送付、申込受付、日程管理 ・健康診査受診券等の交付及び再交付 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の登録、データ取込 ・健(検)診結果(精密検査を含む)の照会 ・健(検)診委託料の支払明細書の出力 ・健(検)診未受診者のデータ抽出 ・統計データ出力 ・その他上記に関連する機能 		
情報の突合		氏名・生年月日・健康管理番号などにより、本人を検索し、住民情報、検診履歴を確認する。		
⑥使用開始日		平成28年1月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	健康管理システムのシステム保守・運用	
①委託内容	システムの運用保守支援	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	西日本電信電話株式会社 静岡支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑤再委託の許諾方法	当該事業社名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該事業者との契約内容について、事前に書面にて承認
	⑥再委託事項	健康管理システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査
委託事項2	健康管理システムの入力事務	
①委託内容	健康管理システムへの入力	
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	テルウェル西日本株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (1) 件	[] 移転を行っている () 件
	[] 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号 別表第二の102の2の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市町村への転出者のうち健康増進事業による各検診受診履歴があるもの	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	隨時	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・当市では健康増進事業に係る情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。
- ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要になる。
- ・健診結果等の関係帳票類については、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。
- ・保管年限が経過した届出書等や媒体は破碎・溶解処分している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<健康管理システム>

(1)識別情報

- ①個人番号
- ②健康管理番号
- ③住民票コード

(2)連絡先等情報

- ①氏名情報
- ②生年月日
- ③性別
- ④続柄
- ⑤住民となった年月日
- ⑥住民となった事由
- ⑦住民区分(日本人、外国人)
- ⑧世帯主情報
- ⑨現住所情報
- ⑩住所を定めた年月日
- ⑪前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報
- ⑫消除情報
- ⑬通称(外国人住民のみ)の記載
- ⑭転出予定者情報

(3)業務関係情報

- ①検診受診日
- ②検診区分
- ③検診所見コード
- ④自己負担区分
- ⑤総合判定結果
- ⑥実施医療機関名
- ⑦精密検査受診日
- ⑧精密検査結果所見
- ⑨検診受診年度
- ⑩受診時年齢

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査・がん検診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 健康診査受診券等については対象者にのみ交付し、紛失などの再発行については複数項目の本人情報の確認を行っている。 <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出書、検診票等の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。 システムに入力する情報は届出書、検診票等に記載された内容を番号化し、入力する仕様になっている。 入力内容の点検は入力を行った者以外の者が確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。 健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要な情報との紐付けは行われないよう制限する。 健康管理システムには、健康管理に関係のない情報を保有しない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 パスワードについては、定期的に変更している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 端末の画面設定などにより、長時間個人情報が表示されたままになる状況をなくす。 端末の画面は、市民から見えない位置に設置することを徹底する。 個人情報の印刷は最小限にとどめ、不要な印刷物の処分を徹底する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市で定める個人情報の保護に関する条例の遵守 ・秘密の保持 ・指定目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写及び複製の禁止 ・中間資料等の取扱い(中間成果物の保管及び引き渡し) ・安全管理業務 ・記録媒体の取扱い ・記録媒体の破棄 ・履行状況の報告義務 ・監督及び監査(委託者の権利) ・従業員に対する教育の実施義務 ・事故発生の報告義務 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先事業者においても同等の規定を求める。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
情報保護管理体制の確認		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		
<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		
<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			
[○] 提供・移転しない			
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）			
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバーにおける措置> 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバーにおける措置> 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>			
情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>			
中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等リスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
他の措置の内容	データバックアップを実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置

・健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要なない情報との紐付けは行われないよう制限する。

・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報を保有しない。

8. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	全職員対象の個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会に参加している。	

10. その他のリスク対策

--

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	富士市保健部健康政策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-9023
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	富士市保健部健康政策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-9023
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月7日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	健康対策課長 船村 安英	健康対策課長 稲葉 清美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	部署	保健部健康対策課	保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	所属長	健康対策課長 稲葉 清美	健康政策課長 渡辺 弘子	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	事務担当部署	保健部健康対策課健診担当	保健部健康政策課健康推進担当	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	請求先	富士市保健部健康対策課	富士市保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	連絡先	富士市保健部健康対策課	富士市保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年2月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康政策課長 渡辺 弘子	健康政策課長	事後	
平成31年4月1日	所属長	健康政策課長 渡辺 弘子	健康政策課長 渡辺 浩仁	事後	人事異動に伴う変更
令和2年12月25日	✓評価実施手続①実施日	平成27年12月11日	令和2年12月25日	事後	評価再実施
令和3年9月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一 76の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一 76の項 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	番号利用法の改正
令和4年3月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他()	[○]その他(番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠		(情報照会の根拠) ・番号利用法 第19条第8号 別表第二 102の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 (情報提供の根拠) ・番号利用法 第19条第8号 别表第二 102の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	法改正に伴う変更

令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 []府内連携システム []情報提供ネットワークシステム [○]そのほか()	[○]紙 [○]府内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム []そのほか()	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[]提供を行っている(件) []移転を行っている(件) [○]行っていない	[○]提供を行っている(1件) []移転を行っている(件) []行っていない	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1		市町村長	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1-①法令上の根拠		番号利用法 第19条第8号 別表第二の102の2の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1-②提供先における用途		健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1-③提供する情報		健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの、	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1-④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		他市町村への転出者のうち健康増進事業による各検診受診履歴があるもの	事前	法改正に伴う変更

令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1-⑥提供方法		[O]情報提供ネットワークシステム	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1-⑦時期・頻度		隨時	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	シート「(別添1)ファイル記録項目」	<p><健康管理システム></p> <p>(1)識別情報 ①個人番号 ②健康管理番号 ③住民票コード</p> <p>(2)連絡先等情報 ①氏名情報 ②生年月日 ③性別 ④続柄 ⑤住民となった年月日 ⑥住民となった事由 ⑦住民区分(日本人、外国人) ⑧世帯主情報 ⑨現住所情報 ⑩住所を定めた年月日 ⑪前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報 ⑫消除情報 ⑬通称(外国人住民のみ)の記載 ⑭転出予定者情報</p> <p>(3)業務関係情報 ①検診受診日 ②検診区分 ③検診所見コード ④自己負担区分 ⑤総合判定結果 ⑥実施医療機関名 ⑦精密検査受診日 ⑧精密検査結果所見</p>	<p><健康管理システム></p> <p>(1)識別情報 ①個人番号 ②健康管理番号 ③住民票コード</p> <p>(2)連絡先等情報 ①氏名情報 ②生年月日 ③性別 ④続柄 ⑤住民となった年月日 ⑥住民となった事由 ⑦住民区分(日本人、外国人) ⑧世帯主情報 ⑨現住所情報 ⑩住所を定めた年月日 ⑪前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報 ⑫消除情報 ⑬通称(外国人住民のみ)の記載 ⑭転出予定者情報</p> <p>(3)業務関係情報 ①検診受診日 ②検診区分 ③検診所見コード ④自己負担区分 ⑤総合判定結果 ⑥実施医療機関名 ⑦精密検査受診日 ⑧精密検査結果所見 ⑨検診受診年度 ⑩受診時年齢</p>	事前	法改正に伴う変更

令和4年3月7日	III リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	III リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	III リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	法改正に伴う変更

令和4年3月7日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<p>＜中間サーバーにおける措置＞</p> <p>情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>特に慎重な対応を求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	法改正に伴う変更

令和4年3月7日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等リスクを極小化する。</p>	事前	法改正に伴う変更
令和4年3月7日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年12月25日	令和4年3月7日	事前	法改正に伴う変更